

※入札金額内訳書に記載する項目について

本工事の入札時に提出する「入札金額内訳書」には、
工事区分、工種、種別、細別及び材料費・労務費及び当該公共工事に
従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費と
して国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために
必要な経費までの記載が必要となります。

このため、上記の項目が記載されていない場合は、
入札が無効となりますのでご注意ください。

入札金額内訳書を作成する際は、別紙「入札金額内訳書参考様式」を
参照してください。

無効となる内容
1 入札金額内訳書が白紙である。
2 電子入札システムにより提出した入札金額内訳書がファイルの破損等により内容の確認ができない。
3 他の建設工事の入札金額内訳書が提出されている。
4 入札金額内訳書とは無関係な書類が含まれており、当該入札に係る記載の全容が判然としない。
5 入札金額内訳書の記載内容を著しく欠いている。
6 入札金額内訳書の金額と入札書の金額が一致しない。

【参考】市ウェブサイト

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=6930eabab34c1e31ba240fac>

スクラップ控除を伴う調査基準価格等の設定について

スクラップ控除を伴う工事の調査基準価格（最低制限価格）は、下記の算出方法に基づき額を定めております。

【算出方法】

予定価格算出の基礎となった $\textcircled{\text{ア}} \cdot \textcircled{\text{イ}} \cdot \textcircled{\text{ウ}} \cdot \textcircled{\text{エ}}$ に掲げる額を合計し $\textcircled{\text{オ}}$ に掲げる額を減じ、千円未満を切り捨てた額を、消費税及び地方消費税を加算しないで算出した設計金額で除した割合（小数点以下第2位切捨て）に予定価格を乗じて得た額としています。

（ただし、当該割合が100分の92を超える場合にあっては、100分の92とし、100分の75に満たない場合にあっては、100分の75とします。）

- $\textcircled{\text{ア}}$ 直接工事費の額に97%を乗じて得た額（千円未満切捨て）
- $\textcircled{\text{イ}}$ 共通仮設費の額に90%を乗じて得た額（千円未満切捨て）
- $\textcircled{\text{ウ}}$ 現場管理費の額に90%を乗じて得た額（千円未満切捨て）
- $\textcircled{\text{エ}}$ 一般管理費の額に68%を乗じて得た額（千円未満切捨て）
- $\textcircled{\text{オ}}$ 有価物（発生材）のスクラップ評価額

$(\textcircled{\text{ア}} + \textcircled{\text{イ}} + \textcircled{\text{ウ}} + \textcircled{\text{エ}} - \textcircled{\text{オ}})$ で算出した額を千円未満切り捨てし、消費税及び地方消費税を加算しないで算出した設計金額で除した割合（小数点以下第2位切捨て）に予定価格を乗じて得た額を調査基準価格（最低制限価格）とする。

スクラップ控除を伴う工事の失格基準価格の設定について

スクラップ控除を伴う工事の失格基準価格は、下記の算出方法に基づき額を定めております。

【算出方法】

予定価格算出の基礎となった $\textcircled{\text{ア}} \cdot \textcircled{\text{イ}} \cdot \textcircled{\text{ウ}} \cdot \textcircled{\text{エ}}$ に掲げる額を合計し $\textcircled{\text{オ}}$ に掲げる額を減じ、千円未満を切り捨てた額を、消費税及び地方消費税を加算しないで算出した設計金額で除した割合（小数点以下第2位切捨て）に予定価格を乗じて得た額としています。

- $\textcircled{\text{ア}}$ 直接工事費の額に 75% を乗じて得た額（千円未満切捨て）
- $\textcircled{\text{イ}}$ 共通仮設費の額に 70% を乗じて得た額（千円未満切捨て）
- $\textcircled{\text{ウ}}$ 現場管理費の額に 70% を乗じて得た額（千円未満切捨て）
- $\textcircled{\text{エ}}$ 一般管理費の額に 30% を乗じて得た額（千円未満切捨て）
- $\textcircled{\text{オ}}$ 有価物（発生材）のスクラップ評価額

$(\textcircled{\text{ア}} + \textcircled{\text{イ}} + \textcircled{\text{ウ}} + \textcircled{\text{エ}} - \textcircled{\text{オ}})$ で算出した額を千円未満切り捨てし、消費税及び地方消費税を加算しないで算出した設計金額で除した割合（小数点以下第2位切捨て）に予定価格を乗じて得た額を失格基準価格とする。